

開発許可により設置された『広場・緑地・防火水槽』の 固定資産税・都市計画税の減免制度の創設について

制度の概要

開発許可により設置された公共施設のうち、民間が管理する「広場・緑地、防火水槽」について、適用基準を満たすものは減免が可能になりました。

減免割合＝10割減

■適用基準の考え方

広場・緑地

☞市に帰属する公園のような敷地形態の「独立した広場（緑地）」で、設置目的に沿った「適正な維持管理」がなされているものが減免対象になります。

防火水槽

☞防火水槽の設置目的と異なる利用をしていないものが減免対象になります。

「適正な維持管理」の判断については、開発指導課で行いますが、その他の減免対象となるかの審査は、市税事務所が行います。

詳細については、下記の市税事務所のお問い合わせください。

固定資産税課のHP https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/260_00001.html

お問い合わせ先	申告土地の所在区	電話番号
東部市税事務所固定資産税課 北九州市小倉北区大手町1番1号 (小倉北区役所 4階)	門司区、小倉北区	093-582-3371
	小倉南区	093-582-3372
西部市税事務所固定資産税課 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号 (コムシティ 4階)	若松区、八幡東区、戸畑区	093-642-1459
	八幡西区	093-642-1464